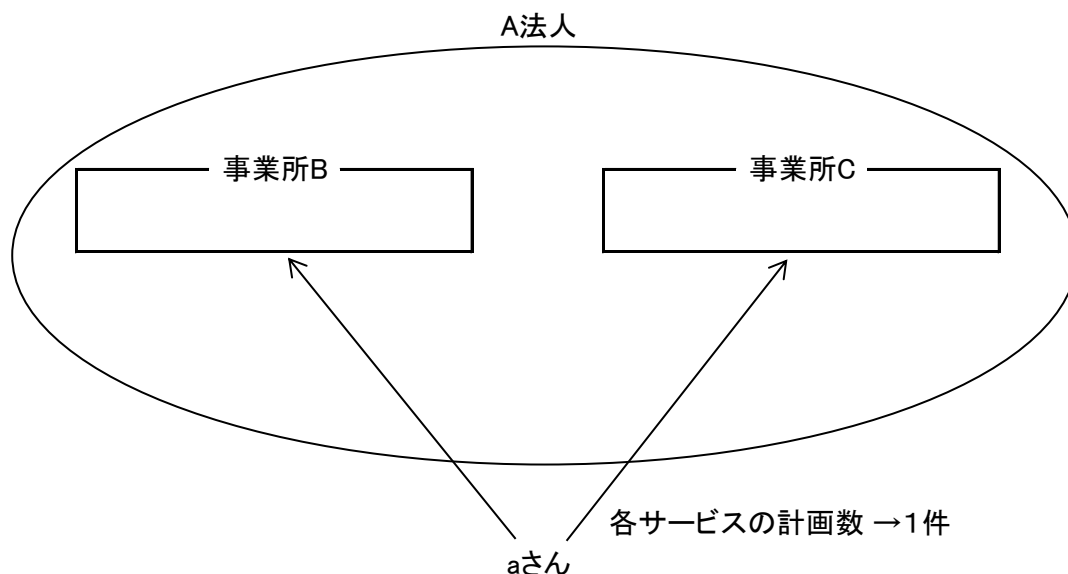


特定事業所集中減算についての留意事項

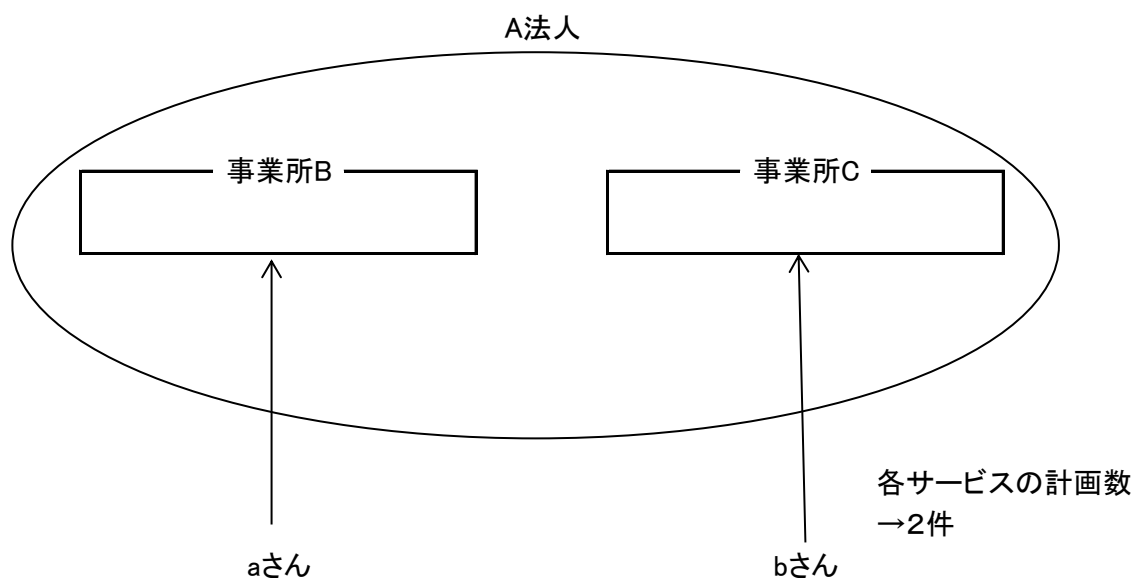
1 件数についての数え方

- (1) 「居宅サービス計画の総数」 \geq 「各サービスの計画数」 \geq 「紹介率最高法人の計画数」となっているか必ず確認してください。
- (2) 判定期間における居宅サービス計画の総数は、その月の利用者の人数(給付管理の件数)としてください。
- (3) 月遅れ請求については、請求月ではなく、実際にサービス提供した月に件数を足してください。
- (4) 利用者が複数の居宅サービス事業所を利用している場合等、件数の数え方は以下のとおりです。(例は、訪問介護ですが、その他のサービスも同様です。)

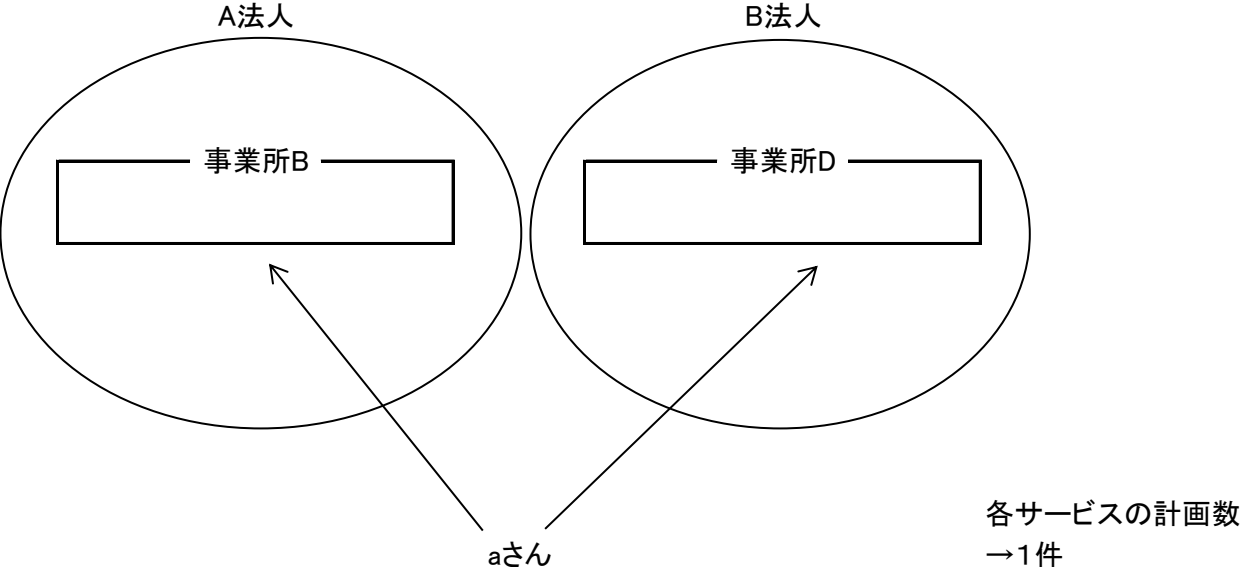
ア 二つの訪問介護事業所を運営しているA法人の、B事業所又はC事業所に利用者1名を紹介している場合、各サービスの計画数は1件と数えます。



イ 訪問介護事業所を運営しているA法人の、B事業所とC事業所にそれぞれ利用者を1名ずつ紹介している場合、利用者が2名なので各サービスの計画数は2件と数えます。



ウ 別法人が運営する二つの訪問介護事業所に利用者1名を紹介している場合、各サービスの計画数は1件と数えます。



(5) 紹介率最高法人の件数について、事業所でなく、法人で集計してください。